

はじめに

平素から海難審判行政に対するご理解、ご支援をいただき、ありがとうございます。

我が国における海難審判制度は、明治9年（1876年）に布告された「西洋形商船船長運転手及機関手試験免状規則」によって海員審問制度が設けられたことによって始まりました。

その後、明治29年（1896年）公布（翌年施行）された「海員懲戒法」を経て、昭和22年（1947年）海難原因を探求することを目的とした「海難審判法」が公布（翌年施行）され、平成20年（2008年）改正されて現「海難審判法」となり、実に約140年の歴史を有するところとなっています。

こうした長年の歴史を有する中、海難審判制度は、これまで社会の変遷に応じた変化を求められてきました。海難審判所は、今後更に国民、海事関係者の皆様から一層信頼され、必要と認められるよう、引き続き努めていかなければならないと考えています。

さて、今般発刊の「平成28年版レポート 海難審判」では、『平成27年における海難審判所の活動状況』について取りまとめたところです。平成27年は、理事官が認知、立件した海難が「1,047件」であり、理事官が審判開始の申立てを行った海難は「347件」となっており、申立てと同数の「347件」の裁決を言い渡しました。理事官が認知、立件した海難件数は、ここ数年ほぼ横ばいの状況となっていますが、7月には、北海道苫小牧沖を航行中のカーフェリーで火災が起き、乗組員22名及び旅客71名は救助されたものの、乗組員1名が死亡するなど、重大な海難も発生しています。

海難審判所は、海難を発生させた海技士等に対し、裁決をもって懲戒することで、海難の再発防止に寄与することを目的としています。裁決によって海難の再発防止に寄与することができるよう、今後も全力を挙げて任務を遂行していく所存です。

本書では、特に、海難防止の参考となる『裁決事例』について、裁決のポイントを「航法別」、「船種別」にまとめてご紹介させていただいております。本書を、航海の安全と海難防止の一助としてご活用いただきますとともに、海難審判行政に対する皆様のご理解をより一層深めていただければ幸いです。

平成28年10月 海難審判所長